

地域建設業経営強化融資制度に係る

公共工事金融保証について（お知らせ）

 西日本建設業保証株式会社

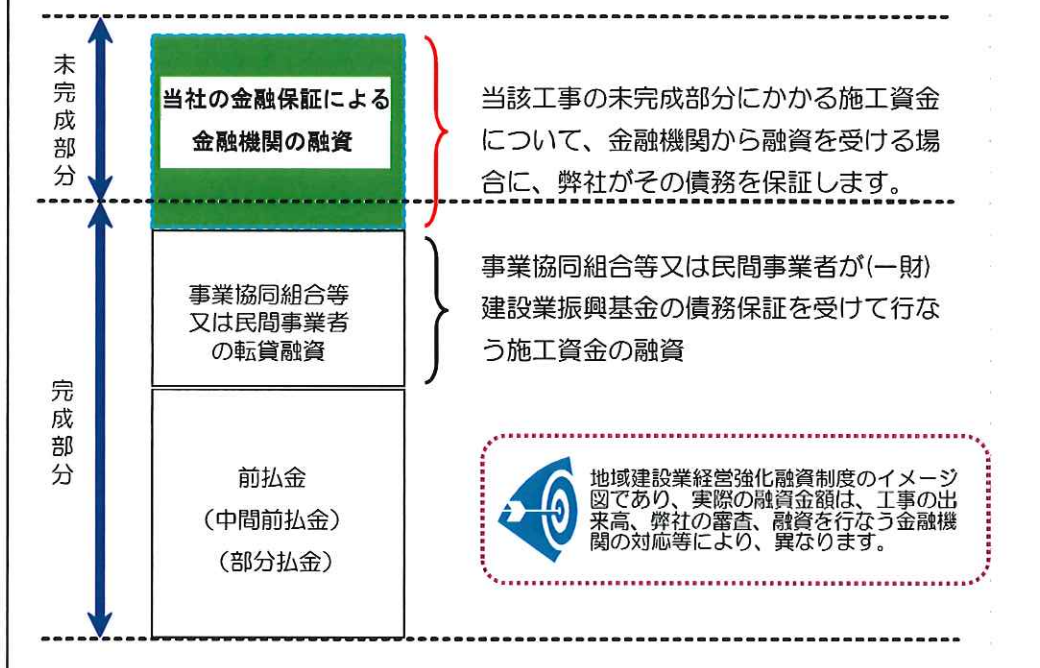
国土交通省では、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設企業の資金調達円滑化のために創設した「**地域建設業経営強化融資制度**」を、平成33年3月31日まで延長する措置を講じました。

詳細については、下記のホームページをご参照下さい。

（一財）建設業振興基金・・・<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyouka.html>

- ・ 完成（出来高）部分に対しては、（一財）建設業振興基金の債務保証によって事業協同組合等又は一定の民間事業者が行う転貸融資を受けることができます。
- ・ 未完成部分に対しては、**弊社の債務保証（公共工事金融保証）**によって金融機関から融資を受けることができます。

【 地域建設業経営強化融資制度に係る公共工事金融保証のイメージ 】



詳細については、弊社の各支店にお問い合わせ下さい。
各支店の連絡先は、弊社ホームページにてご確認ください。

(http://www.wjcs.net/info/hon_shiten.html)